④ be recognized to be proof of the following evidences to conduct the personal visiting interview method surveys sampling 5,000 people of all over the country.

⑺ Time-limit for tender : 3 : 00 PM, 26 May, 2014

⑻ Contact point for the notice : Mari Tanaka, Contract 2 Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914 Japan. TEL 03―5253―2111 ext. 82324

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年４月４日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長　佐々木聖子

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第151号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　登記・供託オンライン申請システムの機能開発作業　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期限　平成27年３月30日まで

⑸　履行場所　法務省大臣官房会計課長が指定する場所

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成25・26・27年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてＡ又はＢの等級に格付された者であること。

⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100―8977 東京都千代田区霞が関１―１―１　法務省大臣官房会計課調達第二係　小村　康　電話03―3580―4128

⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の場所にて公告日より交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成26年４月11日10時00分　法務省大臣官房会計課入札室

⑷　入札書の受領期限　平成26年５月29日17時00分まで

⑸　開札の日時及び場所　平成26年５月30日15時00分　法務省大臣官房会計課入札室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金の納付　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した総合評価のために必要な書類を提出期限までに提出しなければならない。提出された書類を支出負担行為担当官が審査した結果、この公告に示した業務を履行することができると認められた者に限り、入札に参加することができるものとする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効　この公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　詳細は、入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shoko Sasaki, Obligating officer Director of the Finance Division Ministry of Justice.

⑵　Classification of the services to be required : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Operation for the development of function of the Online application system for Registration and Deposit, 1 set

⑷　Fulfillment period : 30 March, 2015

⑸　Fulfillment place : The place will be specified later.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B "Offer of service" interms of the qualification for participating in tenders laid down by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal year of "2013, 2014, 2015". ④Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑺　Time-limit for tender : 17 : 00　29 May, 2014

⑻　Contact point for the notice : Yasushi Komura, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL 03―3580―4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年４月４日

支出負担行為担当官

国税庁長官官房会計課長　牧田　宗孝

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

○第１号（№１）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、67、28

⑵　購入等件名及び数量

国税電子申告・納税システム（ｅ―Ｔａｘ）に係るインターネット回線接続サービス　一式

⑶　調達案件の仕様等　調達案件の仕様等に関し、支出負担行為担当官が別途指示する特性を有すること。

⑷　委託期間　平成26年10月１日から平成28年９月30日まで

⑸　履行場所　当庁の指定する場所。

⑹　入札方法　上記１⑵の件名について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において業種区分が「役務の提供等」で「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格審査を受けていない者で、競争参加資格審査申請書を提出し、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け業種区分が「役務の提供等」で「Ａ」又は「Ｂ」等級に格付けされた者であること。